

アプライド株式会社

812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵 3-3-14

電話 092-481-7801

FAX092-481-9965

Mail soumuka@applied-net.jp

宛先: 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
前田 美穂 様

差出人: アプライド株式会社
総務部

FAX: 093-777-8782

送付枚数: 1

電話: 093-201-0450

日付: 2023/11/09

件名: アプライドスタープラチナプレミアム W・G 会員規約改訂の
おしらせ

配布先:

お世話になっております。

早速ではございますが、2023年10月18日付の文書での申入れにつきまして、弊社では第12条第1項の中途解約違約金についての条項を下記のとおり2023年11月1日付にて改訂いたしました。

取り急ぎご報告いたします。

W・G 会員規約

第12条 (会員が行う契約の解除)

- 本サービスは申込より、24ヶ月以上、36ヶ月以上、48ヶ月以上、60ヶ月以上の使用を前提としたもので、契約プランにより月額サービス料金が割引されています。契約期間内に中途解約される場合(強制解約含む)は、契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の20パーセントを解約違約金として一括でご請求させていただきます。自動更新後の中途解約についても同様です。但し、申込より6ヶ月未満での解約については、第6条に定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、中途解約ではなくサービス対象機器の登録変更を行うものとします。尚、解約の効力が発生するまでにお支払いいただいた月額料金はいかなる場合もご返金できません。予めご了承ください。

WG60 ROYAL アシストプラン会員規約

第12条 (会員が行う契約の解除)

- 本サービスは申込より60ヶ月以上の使用を前提として月額サービス料金が割引されています。契約期間内に中途解約される場合(強制解約含む)は、契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の20パーセントを解約違約金として一括でご請求させていただきます。自動更新後の中途解約についても同様です。但し、申込より6ヶ月未満での解約については、第6条に定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、中途解約ではなくサービス対象機器の登録変更を行うものとします。尚、解約の効力が発生するまでにお支払いいただいた月額料金はいかなる場合もご返金できません。予めご了承ください。

なお、改訂した規約については返信用の封筒に宛名記載の事務局 [redacted] までにご送付いただけます。郵送のため、明日までに届かない場合もありますので、よろしければ、メール送信いたします。

ご担当者様のメールアドレスをお教えてください。

よろしくご確認のほどお願いいたします。

以上